

基本目標Ⅱ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

男女共同参画に関する国内外の主な動き

国は男女共同参画に対する理解の促進、特にジェンダー¹¹について、誤解や混乱の解消を図るため、わかりやすい広報・啓発活動を推進しています。

内閣府では、平成13年度より、6月23日から29日までの1週間を「男女共同参画週間」として、「男女共同参画社会づくりに向けての全国会議」や「男女共同参画フォーラム」をはじめ、全国的に各種行事を行うほか、厚生労働省や法務省においても、あらゆる機会をとらえて効果的な広報・啓発活動を実施しています。

中学校の特別活動や高等学校の公民科、家庭科においては、男女相互の理解と協力、職業生活や社会参加で男女が対等な構成員であること、相互に家族の一員として役割を果たし、家庭を築くことの重要性などについて、学習指導要領に基づく指導がなされています。

また、家庭・地域・生涯学習の場における男女共同参画の意識づくりや男性の家庭生活への参画促進を図るため、就学時健診等の機会を活用した家庭教育に関する学習機会の提供をはじめ、毎年12月4日から10日までの「人権週間」には「女性の人権を守ろう」を強調事項の一つに掲げ、テレビや出版物、ポスター等による広報、講演会・座談会等の開催のほか、地域社会への男女の共同参画の促進に取り組んでいます。

これら「人権週間」の取組に加え、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け、毎年11月12日から11月25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施しています。

さらに、全国の法務局に設置されている「女性の人権ホットライン」の全国共通電話番号化やインターネット人権相談の24時間365日体制の整備など、夫・パートナーからの暴力やセクシュアル・ハラスメント¹⁹等女性の人権問題に関する相談体制の充実のより一層の充実が図られてきました。

警察においては、女性被害者等の各種相談窓口の整備・充実をはじめ、女性警察官やカウンセリング等を行うことのできる職員等の確保や、民間のカウンセラー等との連携に努めるとともに、被害者等の精神的被害からの回復、軽減を図る必要がある場合には、精神科医等を派遣するなど精神的ケアを行っています。

また、厚生労働省では、婦人相談所³¹において休日夜間も含めた相談体制の強化を図るなど、ドメスティック・バイオレンス²⁷被害女性等からの相談体制の充実を図っています。

なお、国では男女共同参画推進本部の下に設置された「女性に対する暴力に関する関係省庁課長会議」等を通じ、関係行政機関相互の連携を深め、女性に対する暴力の根絶に向けた施策を総合的に推進していますが、女性に対する暴力が後を絶たず大きな社会問題となっているのが現状です。

¹¹ジェンダー:「女らしさ」、「男らしさ」といった社会的・文化的・経済的につくられる性差のこと。日常生活における行動様式や心理的特徴、男女の性役割などが個人とは関係なく、性別によって期待され振り分けられる区分のこと。男女の生物学的な性差(セックス)とは区別して用いる。

¹⁹セクシュアル・ハラスメント(セクハラ):労働や教育など、公的な場における社会関係において、性的な言動によって相手の望まない行為を要求したり、身体的な接触を強要したり、それを拒んだ相手に対して不利益を与えたりする性的嫌がらせのこと。

³¹婦人相談所:「売春防止法第34条第1項」により、各都道府県に設けられた行政機関であり、「要保護女子」(売春を行うおそれのある女子)の早期発見、未然防止や保護更生の業務を行っている。また、「配偶者暴力相談支援センター」としてドメスティック・バイオレンス被害者の支援機能も併せ持つ。

²⁷ドメスティック・バイオレンス(DV):配偶者・交際相手等からの暴力。身体的暴力だけではなく、無視・ののしりなどの精神的暴力、性行為の強要などの性暴力、生活費を渡さないなどの経済的暴力も含まれる。

＜基本目標＞Ⅱ 人権の尊重と男女共同参画の意識づくり

〔基本方針〕Ⅱ-1 男女共同参画に対する理解促進

現状と課題

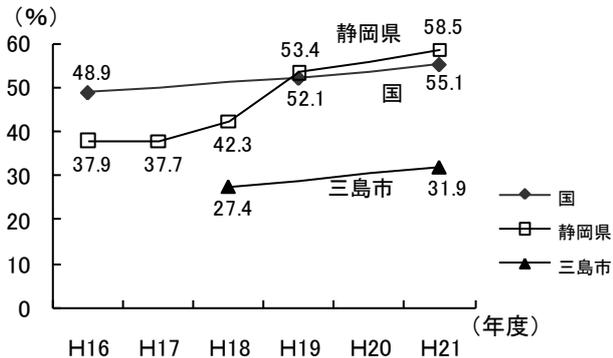
○男女共同参画推進のための調査研究・広報活動

- ・ 本市では、広報みしま、市のホームページ、FMラジオ等の各種媒体を通じて、家庭生活のあり方など男女共同参画に関する意識啓発に努めています。
- ・ 「平成 21 年度三島市市民意識調査」(以下、平成 21 年度市民意識調査)では、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に対し、「賛成・どちらかといえば賛成」と答えた人の割合 26.2%に対し、「反対・どちらかといえば反対」と答えた人の割合 31.9%が上回っていますが、「平成 21 年度男女共同参画に関する県民意識調査」における反対する人の割合 58.5%と比べると、大きく下回っており、市民の中では「性別に基づく固定的な役割分担意識」が今なお根強く残っていることがうかがえます。
- ・ このような「固定的性別役割分担意識」は、女性の能力発揮、社会参画拡大を阻害し、労働人口や消費者数の増加による経済成長、更には社会保障制度における費用負担の担い手増加の妨げとなっています。
- ・ 男女共同参画意識の向上のためには、より一層効果的な広報活動を展開し、市民意識調査における男女共同参画に関する調査や出前講座においてアンケートを実施するなど、定期的な実態把握と検証を行い、さらに、PR 方法などを検討・改善していく必要があります。

○男女の人権を尊重する表現の推進

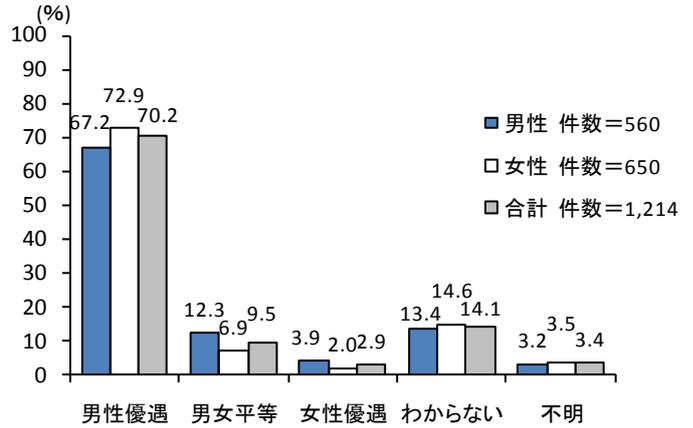
- ・ 社会のあらゆる分野で男女が共に活動しやすい環境をつくるため、性別役割分担の固定化や性差別につながるような情報を排除することで、人権尊重や男女共同参画の意識を育てる環境づくりに努める必要があります。

性別役割分担意識にとらわれない人の割合



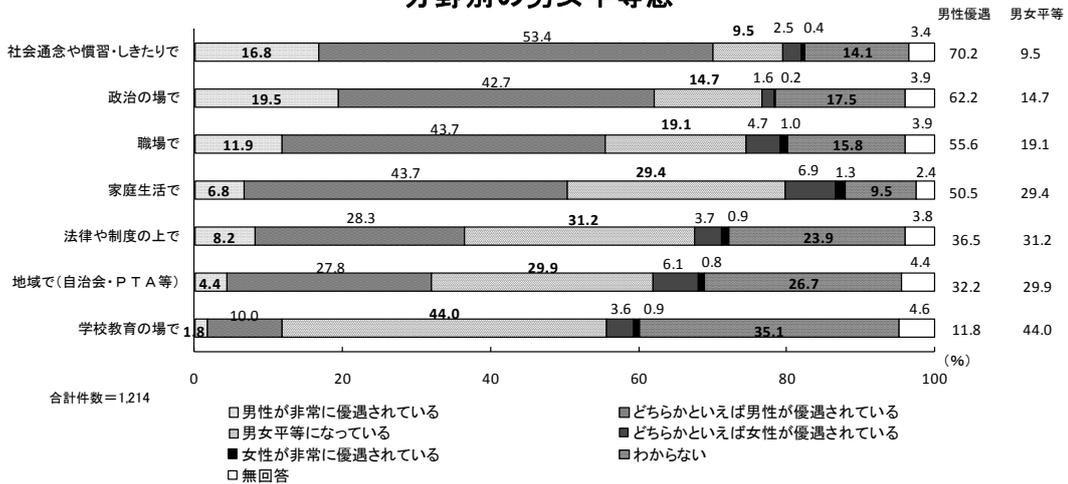
資料出所：内閣府男女共同参画局調査、男女共同参画に関する県民意識調査、市民意識調査

社会通念や慣習・しきたりでの男女平等感



資料出所：平成 21 年度市民意識調査

分野別の男女平等感



資料出所：「平成 21 年度市民意識調査」

目標(指標)

指標 No.	指標名	現状値 (H21)	目標値 (前期 H27)	目標値 (後期 H32)	指標の説明
5	性別役割分担意識にとらわれない人の割合 (%)	31.9	45	55	市民意識調査で、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方に反対する人の割合
6	社会通念・習慣・しきたりにおける男女の平等感 「男性優遇」と感じる人の割合 (%)	70.2	60	55	市民意識調査で、社会通念等で「男性が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」と答えた人の割合

施策の方向

(1) 男女共同参画推進のための調査研究・広報活動

男女共同参画に対する市民の意識や実態の把握、関連情報の収集により定期的に現状分析を行い、状況に応じたより効果的な広報活動を研究し、様々な媒体を通じて展開することにより、市民への男女共同参画意識の浸透を図ります。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	男女共同参画に関する市民意識調査の実施	男女共同参画に関する市民意識調査を定期的実施し、現状を把握するとともに、男女平等を阻害している原因の追及、改善方法の検討を行います。また、結果の公表により、市民の意識啓発を図ります。	男女共同参画に関する市民意識調査の実施☆	政策企画課
2	効果的な広報活動の実施	広報紙、ホームページ、FMラジオ等の広報手段を活用し、効果的な広報活動を実施します。	効果的な広報活動の実施	政策企画課

(2) 男女の人権を尊重する表現の推進

人権尊重や男女共同参画の意識を育てる環境づくりを促進するため、行政刊行物、広報誌、テレビ番組を市が作成する際、男女共同参画の視点に立ちジェンダーの意識にとらわれない表現となるよう内容の点検・改善に努めます。また、性別役割分担の固定化や性差別につながるような情報の排除に努めます。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	行政刊行物の表現の適正化	性別役割分担を固定化するような表現のないように行政刊行物等の内容の見直しに努めます。	行政刊行物等の点検、適正化	関係課 政策企画課 広報広聴課
2	青少年に対する有害図書類の規制強化	青少年健全育成の観点から関係機関と連携を図り、立入調査を実施するなど性を取り巻く環境の浄化に努めます。	有害図書類の規制	生涯学習課 学校教育課

【基本方針】Ⅱ-2 学校教育・保育の場における人権尊重と男女 平等の意識づくり

現状と課題

○男女平等と両性の自立を目指す教育・保育課程の推進

- ・ 学校教育の場では、教科、道徳、学校行事、特別活動、体験学習など様々な場面で、男女がそれぞれの自主性を尊重し協力してよりよい生活を築こうとする実践を通して、男女平等意識の育成に努めています。
- ・ しかしながら、平成 21 年度市民意識調査での男女平等感に関する質問では、「学校教育の場」で「男女平等」と感じている人の割合は 44.0%にとどまっており、全国(68.1%)・県(53.9%)のいずれの数値よりも下回っているため、今後も引き続き、男女平等意識に基づいた教育・保育課程を推進していく必要があります。
- ・ 人格形成の始まる幼児期から将来に向けて「人権尊重の意識」や「男女平等観」を育成するため、様々な場面で、男女共同参画を意識した教育・保育活動を実施する必要があります。

○男女共同参画を推進するための環境づくり

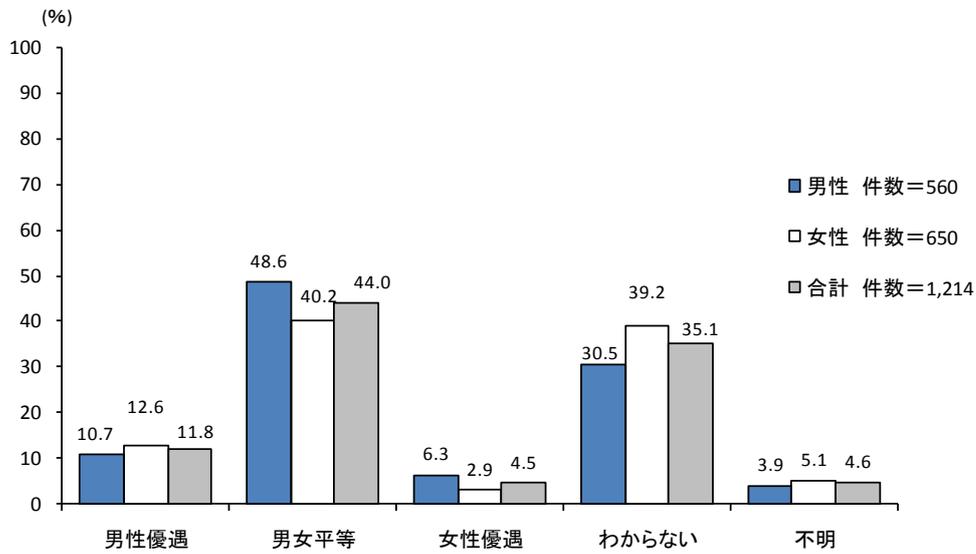
- ・ 子どもの意識や人生観は、周囲の様々な状況の影響を受けて育まれていくため、指導にあたる教職員や保育士等への男女平等や人権尊重に関する意識啓発、また、男女共同参画による教育・保育現場の体制づくりを進めていく必要があります。

○人権と性の尊重に関する啓発・指導・相談の充実

- ・ 市では深刻化している児童虐待を未然に防ぐため、平成 22 年度から「三島市子どもを守る地域ネットワーク」³³により地域の連携組織の更なる強化と相談体制の充実に取り組んでいます。この組織を活用し、学校、近隣、家庭のそれぞれの場において、児童・生徒の人権や性の尊厳に対する意識啓発を推進していくことが期待されます。
- ・ 子どもたちの身近に性情報が氾濫していることから、性差に対する正しい知識の啓発や性の悩みに対する身近な相談機能として、保健室がその役割を果たすことが期待されます。

³³三島市子どもを守る地域ネットワーク: 三島市要保護児童対策地域協議会のこと。要保護児童の早期発見や適切な保護を行うこと、DVの被害者への適切な処遇を図ることを目的として設置された。

学校教育の場での男女平等感



資料出所：平成 21 年度市民意識調査

目標（指標）

指標 No.	指標名	現状値 (H21)	目標値 (前期 H27)	目標値 (後期 H32)	指標の説明
7	学校教育の場における男女の平等感 「男性優遇」と感じる人の割合 (%)	11.8	8.4	5	市民意識調査で、学校教育の場で「男性が非常に優遇されている」、「どちらかといえば男性が優遇されている」と答えた人の割合

【施策の方向】

(1) 男女平等と両性の自立を目指す教育・保育課程の推進

人格形成の始まる幼児期から「人権尊重の意識」や「男女平等観」を育成するため、学校や保育の場において、性別にとらわれない平等意識を基本とした教育を推進します。

施策No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	学校教育における男女平等教育の充実	男女が互いに相手の人格を尊重し健全な異性観を持つ態度を育成するため、男女が協力し助け合う場面を多く設定し、性差を理解した上での協働と、共感の意識を醸成します。	<p>道徳教育をはじめ、あらゆる教科・学校行事・特別活動における男女平等教育の充実</p> <p>小学校の家庭科、中学校の技術・家庭科における学習内容の充実</p> <p>特別活動等を通しての自主的・実践的な男女の協力的態度の育成</p>	学校教育課
2	幼児教育・保育の場における男女平等教育の充実	性別にとらわれることなく、男女が平等であることを園生活の中で体感できるように努めます。	幼児教育・保育の場における男女平等教育の充実	学校教育課 子育て支援課
3	男女平等観に立った進路・就職指導の推進	性別にとらわれることなく、児童・生徒一人一人が、個性や能力に応じ、進路選択ができるように、主体的に考え、行動する自立の意識を育むとともに、進路・就職指導の充実を図ります。	男女平等観に立った進路・就職指導の推進	学校教育課
4	小中高生男女共同参画出前講座の開催	児童・生徒が性別にとらわれることなく、男女が、互いを尊重し、個性や能力を認め合い、心豊かな人間として自立できるように、必要に応じて小中学校、高校に出向き啓発講座を実施します。	小中高生男女共同参画出前講座の開催☆	政策企画課 学校教育課

(2) 男女共同参画を推進するための環境づくり

人権尊重や男女共同参画の意識を育てる環境をつくるため、学校や園での生活を通して、子どもが、人権や男女平等感を体感できるような指導や運営体制づくりを推進します。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	教職員等指導者の意識啓発及び資質向上	男女平等、人権尊重に関する研修会等へ教職員等を派遣し、指導者としての意識啓発・資質向上を図り、その成果を生かした教育・保育指導が行われるよう推進します。また、男女平等を園児、児童、生徒が学校・園生活の中で体感できるように教育・保育指導、運営、体制づくりにおける男女共同参画を推進します。	各種教職員研修会の開催 教育・保育の場での男女共同参画による運営体制づくりの推進	学校教育課 学校教育課 子育て支援課

(3) 人権と性の尊重に関する啓発・指導・相談の充実

男女が互いに個人を尊重し、対等なパートナーとして認め合い、人権の尊重や男女平等の意識を育んでいくことは、それぞれの能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりに欠かせないため、人権と性の尊重に関する教育や性に関する相談機能の充実を図ります。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	「三島市子どもを守る地域ネットワーク」を活用した啓発の推進	「三島市子どもを守る地域ネットワーク」により、人権や性の尊厳を阻害する児童虐待やドメスティック・バイオレンスを防止します。また、組織を活用して学校、近隣、家庭の人権尊重の意識向上に努めます。	児童虐待防止に向けた講演会の開催☆ 児童虐待防止に向けた研修会の開催☆	子育て支援課
2	性教育の充実	男女がそれぞれの性の特徴を学び、お互いがかけがえのない存在であることを理解し、人間として尊重し合って生きる態度を育てるため、性教育を充実します。	啓発資料発行 保健体育の授業の充実 性の尊厳、生命の尊厳に関する啓発講演会の開催	学校教育課

3	性の悩みに関する保健室機能の充実	児童・生徒の性をはじめとする悩みに関する相談に適切に対応するため、各校で養護教諭を含めた教育相談を実施します。	性の悩みに関する保健室機能の充実	学校教育課
4	人権教室等の開催	人権擁護委員が学校等へ出向き人権教室を開催するほか、人権擁護についての意識を高めるための各種啓発を行います。	こどもじんけん教室の開催	福祉総務課

【基本方針】Ⅱ-3 家庭・地域・生涯学習の場における男女共同参画の意識づくり

現状と課題

○家庭における男女共同参画の意識づくり

- ・ 家庭における夫と妻、父と母の在り方は子どもたちに強い影響を及ぼすため、性別にかかわらず家族の皆が能力に応じて家事・育児・介護を担うように意識の啓発を図る必要があります。
- ・ 幼稚園・保育園男女共同参画出前講座や家庭教育学級等は、子育て世代に対して、直接、家庭における男女の役割等について考える機会や性別にとらわれず子どもの個性を伸ばすことの必要性を訴えかけることのできる貴重な機会であるため、積極的に推進しています。
- ・ 平成 21 年度市民意識調査での男女平等感に関する質問では、「家庭生活の場」で「男性優遇」と答えた市民の割合は 50.5%と半数を超えており、家庭での男女の不平等感はいまだ根強いことがうかがえます。今後は家庭教育学級等においても、性による固定的な考え方にとられない子育てを促進するためのテーマを、積極的に選定することが課題です。

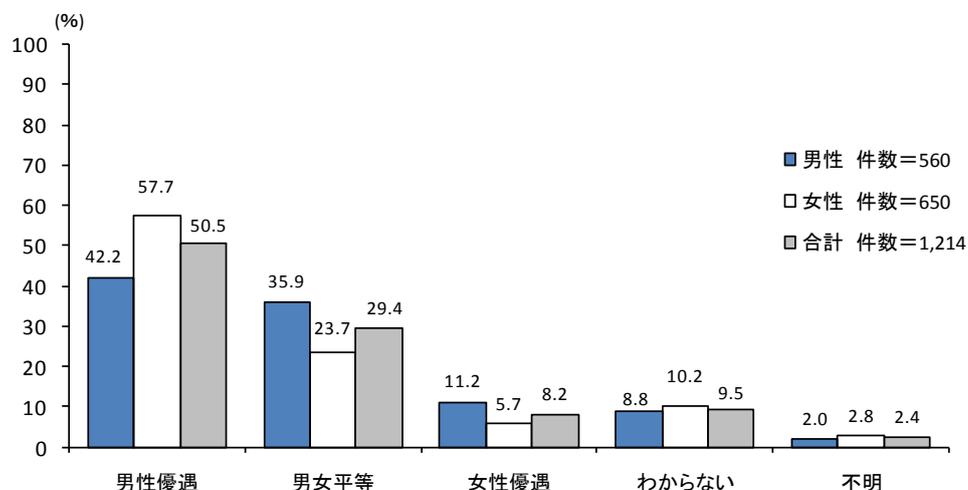
○地域における男女共同参画の意識づくり

- ・ 「地域」での男女平等感については、男性では、「男女平等」(33.2%)と答えた人の割合が「男性優遇」(29.1%)と答えた人の割合を上回っていたのに対し、女性では「男性優遇」(34.6%)が「男女平等」(27.1%)を上回り、男女の意識に差が見られる結果となりました(平成 21 年市民意識調査)。
- ・ 男女共同参画地域出前講座では、男女双方に対して地域の身近な慣習等について考える機会を提供するなど、より効果的な講座内容の検討が課題となっています。

○男女共同参画意識づくりに向けた生涯学習の推進と学習環境の充実

- ・ ライフスタイルの変化や高齢化社会の到来とともに、市民の生涯学習に対するニーズは多様化しているため、人生の段階に応じた学習機会の提供を図り、心が豊かで生きがいのある毎日を送るための生涯学習に男女が共に参加できるように努めること、特に女性に比べ参加の少ない男性に対し、参加を促す手段について検討が必要です。

家庭生活での男女平等感



資料出所: 平成 21 年度市民意識調査

目標 (指標)

指標 No.	指標名	現状値 (H21)	目標値 (前期 H27)	目標値 (後期 H32)	指標の説明
8	家庭生活における男女の平等感 「男性優遇」と感じる人の割合 (%)	50.5	45	40	市民意識調査で、家庭生活で「男性が非常に優遇されている」、「どちらかといえは男性が優遇されている」と答えた人の割合
9	男女共同参画関連の講座への男性の参加者数 (人)	492	640	830	男女共同参画講座のほか、家庭教育事業、公民館事業等のうち、男女共同参画に関連する講座への男性の参加者数

施策の方向

(1) 家庭における男女共同参画の意識づくり

少子高齢化の進展に伴う労働力不足に対応するためには、女性の社会参画を進めなければなりません。そのためには、家庭生活において、家事・育児・介護を女性だけの負担とせず、男女が共に家族的責任を果たし、仕事と家庭の両立ができるようにする必要があります。家族の皆が性別役割分担意識にとらわれることなく、個々の能力に応じて、家事や育児を分担するような意識の啓発を図るため、男女共同参画に関する各種講座やセミナーを開催するなど、学習機会の充実に努めます。特にこれまで家庭生活への参画の少なかった男性に対して、講座・セミナーへ参加しやすい環境を整備するとともに、積極的な呼びかけに努めます。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	家庭教育学級等の充実	子育て中の保護者の意識啓発のため、各種講座やセミナーを各小中学校単位で市の委託事業として開催します。	小中学校家庭教育学級委託事業 幼稚園家庭教育講座 幼児期の家庭教育セミナー お父さんの子育て講座☆ スマイル子育て講座☆	生涯学習課
2	幼稚園・保育園男女共同参画出前講座の開催	性による固定的な考え方にとらわれない心豊かな子育てができるように幼稚園、保育園に出向き保護者に対して啓発講座を実施します。	幼稚園・保育園男女共同参画出前講座の開催	政策企画課

(2) 地域における男女共同参画の意識づくり

様々な地域活動の場において、男女共同参画促進の妨げとなっている地域に根付いた慣習やしきたり等について見詰め直す機会を提供するため、地域の会合や行事の際に男女共同参画に関する出前講座や、大学との連携による意識啓発講座等を開催します。それにより固定的役割分担意識の解消を図るとともに、多様な発想や活動の活性化による男女共に住みよい地域社会の実現を図ります。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	男女共同参画地域出前講座の開催	地域での慣習等について考える機会を通して、男女共同参画に関する意識の啓発を図ります。	男女共同参画地域出前講座の開催	政策企画課
2	P T A 男女共同参画出前講座の開催	職場、家庭、学校での波及効果を目指し、P T A 関係者が集まる行事の際に、必要に応じて啓発講座を実施することにより、男女共同参画意識の向上を図ります。	P T A 男女共同参画出前講座の開催☆	政策企画課 学校教育課 生涯学習課
3	市民大学、市民公開講座等の開催	男女共同参画に関して、大学の専門的知識を生かしたテーマを市民が学ぶ機会を提供することにより、意識の啓発を図ります。	市民大学、市民公開講座等の開催☆	政策企画課

(3) 男女共同参画意識づくりに向けた生涯学習の推進と学習環境の充実

男女が共に心豊かで生きがいのある毎を送るため、あらゆる人が生涯を通じて、男女共同参画に関する情報や学習機会の提供を等しく受けることができるよう、学習環境の充実に努めます。また、生涯学習の拠点となる生涯学習センターや、情報提供の拠点としての図書館のサービスの充実に努めます。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	男女共に参加しやすい時間・場所や保育付きでの事業の実施	生涯学習等の事業の開催を、参加しやすい時間帯や場所に設定するほか、子育て中の人が安心して参加できるように、保育の場を設けるよう努めます。	休日・夜間における各種講座の開催	関係課

2	男性の意識改革のための講座の開催	男性の意識改革や活力ある生活を送るための講座を開催することにより、生活的・精神的自立を促進します。	男性向け講座の開催 (料理講座ほか)	生涯学習課 政策企画課
3	地域における生涯学習の充実	地域における生涯学習の充実を図るため、自治会、老人会、子ども会等の地域団体による地域学習会の支援や生涯学習推進員（マナビスト）により企画・実施される地域での講座を支援するとともに、男女が共に参加しやすいテーマの設定を促します。	地域学習会 マナビー学習	生涯学習課
4	生涯学習推進のための資格取得者の活動支援	市民の生涯学習活動の支援及び資格取得者の活動支援のために、人材バンク登録システム「三島市ハロー教授バンク（生涯学習指導者登録・紹介事業）」を整備し、人材情報の充実を図ります。	三島市ハロー教授バンク（生涯学習指導者登録・紹介事業）	生涯学習課
5	生涯学習拠点の充実	男女共同参画社会を目指すための生涯学習活動の拠点として、生涯学習センターをはじめとする各公民館を市民が利用しやすいものとするため、市民のニーズの把握に努めるとともに、情報発信・情報収集の拠点としての機能を充実します。	生涯学習拠点の充実	生涯学習課
6	男女共同参画の視点に合った図書の紹介	男女共同参画の視点に合った図書や絵本の紹介を行うことにより、市民が男女共同参画に関する情報に身近に触れる機会を提供します。	男女共同参画の視点に合った図書館資料の収集・提供・保存☆ 子育て支援センター等への男女共同参画関係図書コーナーの設置☆	図書館 子育て支援課

【基本方針】Ⅱ-4 女性に対するあらゆる暴力の根絶と被害者への支援

現状と課題

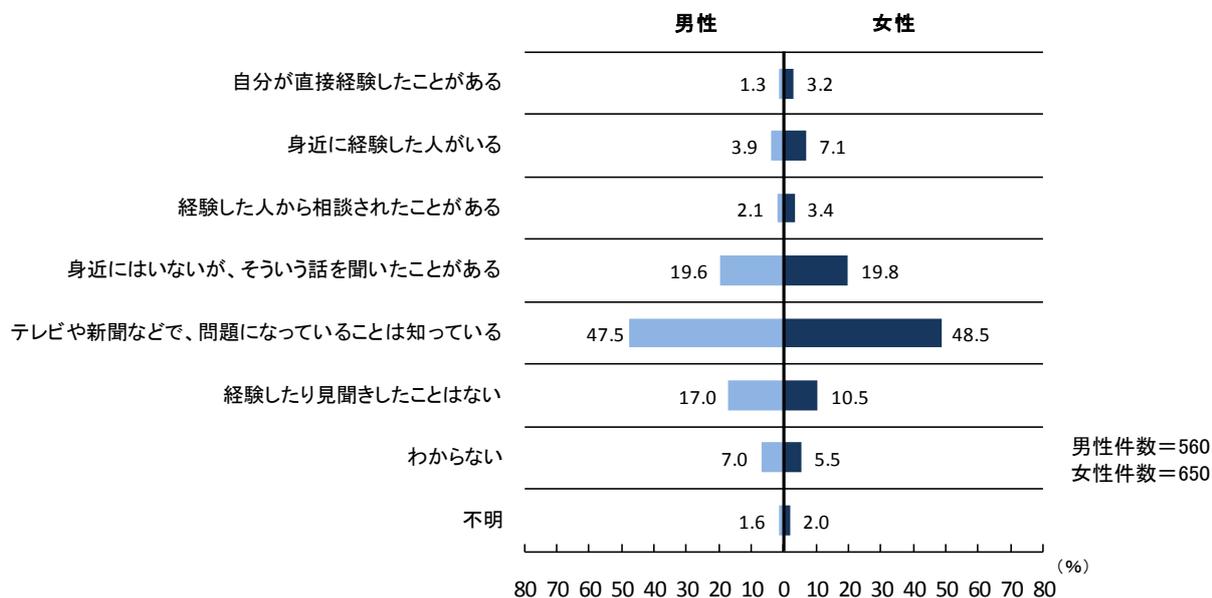
○暴力防止に向けた啓発の推進

- ・ セクシャル・ハラスメント(以下セクハラ)やドメスティック・バイオレンス(以下DV)などの問題は、重大な人権侵害であり、男女が平等でお互いの尊厳が重んじられ対等な関係が築かれる男女共同参画社会を形成していく上で、克服すべき重要な課題であるため、多くの人々に関わる社会問題としての認識が必要です。
- ・ これらの問題は、男女の固定的な役割分担、経済力や社会的地位の格差など、男女の置かれている社会状況や女性への差別意識を背景に女性がより多くの被害を受けやすいという社会の構造的な問題であるとも考えられています。
- ・ 平成 21 年度市民意識調査で、過去 1 年間にDVを身近に経験した女性の割合は 13.7%、セクハラでは 11.4%と、県内の平均(DV32.5%、セクハラ 25.8%)を下回ってはいるものの、本市のDV等の相談件数は平成 14 年度の 29 件から平成 19 年度以降は毎年度 60 件前後と増加しています。
- ・ 本市ではセクハラに対する取り組みを行っている事業所の割合は、58.2%であり、それら事業所の取り組みとしては、「社内規定などへの明示」が 73.7%、「相談員・担当者の配置」が 55.3%、「苦情・相談体制の整備・充実」が 53.8%でした(平成 19 年度企業アンケート調査)。
- ・ 最近では、若年層における、交際相手からの暴力(デートDV)が問題となっており、将来のDV被害者・加害者にならないために、若年層に向けた予防啓発が重要となっています。

○暴力の根絶のための体制の充実

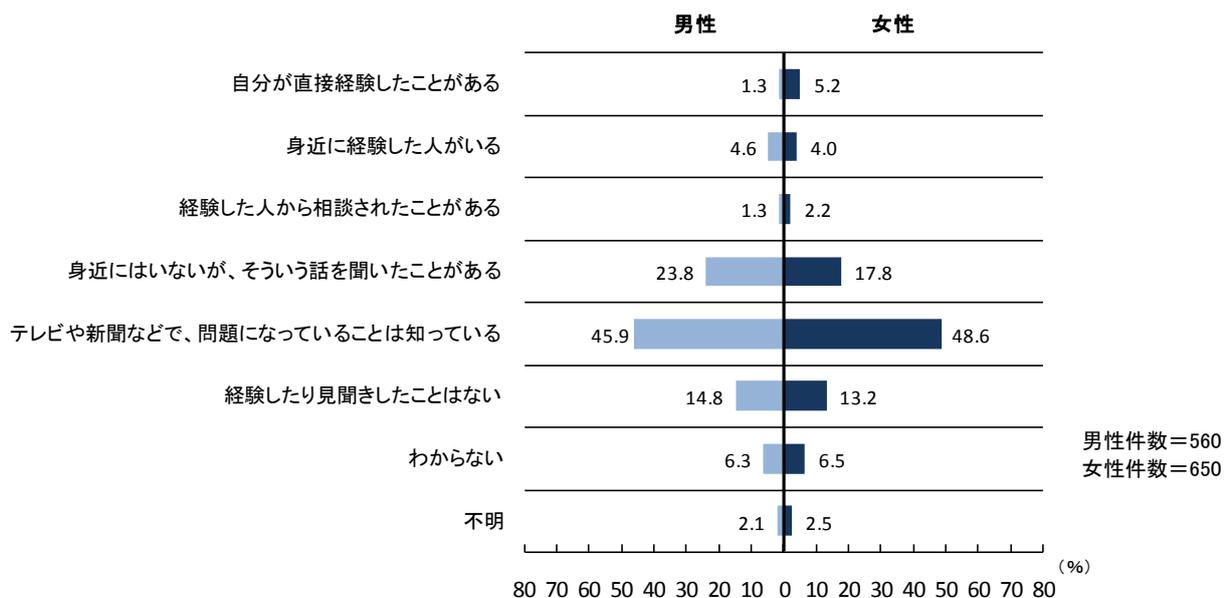
- ・ デートDV防止大学出前講座でのアンケート結果から、若い世代では相談窓口の存在がほとんど知られていなかったため、被害の深刻化を防ぐためにも、窓口の効果的な周知を含め、被害者が相談しやすい体制づくりが急務となっています。
- ・ 児童虐待やDVは家庭などの外からは見えにくい場所で行われるため、「三島市子どもを守る地域ネットワーク」により、地域の関係機関の連携強化による早期発見により、被害の潜在化を防止するとともに、被害者の心身回復等適切な支援を進めることが必要です。
- ・ 平成 19 年のDV防止法の改正により、「DV防止基本計画」の策定が市町の努力義務となりました。DVの防止及び被害者の保護のための施策を総合的かつ効果的に実施するため、市の実情に応じた基本計画の策定が課題となっています。

DVの経験、見聞き



資料出所:「平成 21 年度市民意識調査」

セクハラ経験、見聞き



資料出所:「平成 21 年度市民意識調査」

目標（指標）

指標 No.	指標名	現状値 (H21)	目標値 (前期 H27)	目標値 (後期 H32)	指標の説明
10	過去1年間にセクハラについて身近な経験があると答えた人の割合 (%)	(%) 9.4	(%) 7	(%) 4	市民意識調査で、過去1年間にセクハラを「自分が直接経験」、「身近に経験した人がいる」、「経験した人から相談された」と答えた人の割合
11	過去1年間にDVについて身近な経験があると答えた人の割合 (%)	10.7	8	5	市民意識調査で、過去1年間にDVを「自分が直接経験」、「身近に経験した人がいる」、「経験した人から相談された」と答えた人の割合

施策の方向

(1) 暴力防止に向けた啓発の推進

セクハラ防止やDV防止により、女性が本来の業務において、その能力を十分に発揮するための環境づくりに努めることは企業や社会にとっても、良好な経済活動、社会活動を進める上で避けることのできないものです。職場におけるセクハラ防止のために雇用管理上、必要な措置を講じることは法律で事業主の義務となっているため、事業主等への学習機会や情報を提供し、事業所におけるセクハラ防止を啓発し、男女がいきいきと働ける職場環境づくりを促進します。また、市民に向けて、セクハラ、DV防止に関する意識啓発を図るため学習機会や情報を提供します。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	事業所等へのセクハラ防止の啓発	事業所等における男女平等の環境整備を促進するため、啓発資料の配布や企業出前講座の際に、セクハラ防止に向けた学習の機会及び情報を提供します。	事業所等へのセクハラ防止の啓発	商工観光課 政策企画課
2	セクハラ・DV防止に向けた市民意識の啓発	セクハラ・DVは相手の人権を侵害する許されない犯罪行為であることへの理解とその防止に向けて市民の意識を啓発するため、講演会等の学習機会の提供や市ホームページ等による情報提供に努めます。	DV防止出前講座等の開催☆	政策企画課

(2) 暴力の根絶のための体制の充実

暴力による威圧は人権侵害であり、男女間の平等で円滑な関係を阻害する、許されない犯罪行為です。身体的に弱い立場である女性や子どもに対する暴力を根絶するため、DV相談窓口の周知を図り、早期相談を促すことで、早期防止対策に努めるとともに、被害者の大半を占める女性が相談しやすいよう専門の女性相談員を配置するなどの相談・支援体制の充実を図ります。また、DV防止及び被害者保護のための基本計画の策定に向けての検討を行います。

施策 No.	具体的施策	施策の内容	主要事業(新規事業☆)	担当課
1	DV防止基本計画の策定検討	DVの防止及び被害者の保護の一層の推進に向けて、DV関連施策を総合的、効果的に実施するため、DV基本計画策定に向けての検討を行います。	DV防止基本計画の策定検討☆	子育て支援課
2	DV相談窓口の周知	DVの相談窓口の周知を図ることにより、早期の防止対策に努めます。	DV相談窓口の周知☆	子育て支援課 政策企画課
3	女性相談員によるDV被害者の相談・支援	専門の女性相談員を配置し、被害者への相談・支援体制の充実を図ります。	女性相談員によるDV被害者の相談・支援	子育て支援課
4	「三島市子どもを守る地域ネットワーク」による支援体制の充実(再掲)	児童虐待及びDVの被害拡大を防ぐために、関係機関や地域の連携強化により、早期発見や早期対応等の適切な支援に努めます。	「三島市子どもを守る地域ネットワーク」による支援体制の充実(再掲)☆	子育て支援課